

## 静岡市政府調達に関する苦情の処理手続細則

### 1 委員長専決事項について

- (1) 静岡市入札監視委員会（以下「委員会」という。）の委員長は、静岡市政府調達に関する苦情の処理手続（平成24年4月1日施行。以下「手続」という。）中の委員会が決することとされている事項のうち次に掲げるものについて、委員会の議決を経ずに決することができる。

- ア 苦情申立ての受理及び却下
- イ 関係調達機関に対する契約締結又は契約執行の停止の要請
- ウ 苦情申立人及び関係調達機関の傍聴の不許可
- エ 証人の出席の許可
- オ 委員会の公開
- カ 公聴会の開催
- キ 技術者等からの意見の聴取
- ク 迅速処理の手続の適用

- (2) 委員長は、(1)の専決をしたときは、当該専決の内容を直ちに他の委員に通知する。

### 2 苦情の申立てについて

- (1) 提供を行うことが可能であった者の定義

手続2(1)の供給者のうち「提供を行うことが可能であった者」とは、調達手続への参加に関心を有し又は有していた者で、次に掲げる者を含む。

- ア 入札に参加した者（提供を行った者を除く。）
  - (ア) 一般競争入札に参加した者
  - (イ) 指名競争入札に参加した者
  - (ウ) 随意契約手続に何らかの対応をした者
- イ 入札に参加する予定はあったが、参加しなかった者
  - (ア) 調達手続に違反があったため入札に参加しなかった者
  - (イ) 調達機関が指名競争入札又は随意契約を行ったため、参加できなかった者
  - (ウ) 入札参加資格手続において参加を認められなかった者
- ウ 入札手続（随意契約を含む。）に間接的に参加する者

- (2) 苦情の申立ての方法

手続2(1)の規定に基づく苦情の申立ては、特定調達契約苦情申立書（様式第1号）により行わなければならない。

### (3) 協議の終了

手続2(2)に基づく協議は、供給者、調達機関のいずれからも、書面による通知をもって打ち切ることができる。

### (4) 協議の期間の取扱い

手続2(2)に基づく協議終了の結果、苦情が解決に至らなかった場合には、協議に要した期間は苦情申立期間の進行が停止するものとし、その期間は苦情申立期間から除外する。

## 3 期間について

### (1) 市の休日の定義

市の休日とは、静岡市の休日を定める条例（平成15年条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。

## 4 参加者について

### (1) 参加の意思の通知

手続4(3)に基づく参加の意思は、特定調達契約苦情処理手続への参加希望通知書（様式第2号）により委員会に通知しなければならない。

### (2) 参加の通知の取下げ

手続4(4)の規定に基づく取下げは、特定調達契約苦情処理手続への参加希望取下げ書（様式第3号）により行わなければならない。

(3) 委員会は、手続4(4)の規定に基づく取下げがあった場合には、当事者に対し、遅滞なく、書面をもって、その旨を通知しなければならない。

## 5 関係調達機関の定義

手続4(2)の「関係調達機関」とは、「当該苦情に係る調達を行った機関」として、「課相当」を示すものとし、次のとおりの区分とする。

### (1) 財政局財政部契約課（以下「契約課」という。）

ア 苦情申立てが契約課が定期又は随時に行う競争入札参加資格業者の登録に関するもの

イ 苦情申立てが建設工事、建設業関連業務の入札執行に関するもの

ウ 苦情申立てが契約課で扱う物品調達であって、競争入札参加資格の確認又は入札執行に関するもの

### (2) 各担当課（競争入札参加資格の確認又は入札を実施した課のことをいう。）

ア 苦情申立てが入札を実施する案件について業者選定部会が定めたる競争入札参加資

格に関するもの

イ 苦情申立てが5（1）イ及びウ以外の入札執行に関するもの

ウ 苦情申立てが建設工事、建設業関連業務であって、個別の案件について業者選定部会が行う競争入札参加資格の確認に関するもの

（3）地方独立行政法人静岡市立静岡病院経営課

ア 苦情申立てが地方独立行政法人静岡市立静岡病院の契約に関するもの。

6 苦情の検討の手続について

（1）郵送に係る苦情申立ての期限

手続5（1）に基づく苦情申立ての書類が郵便により提出された場合には、その郵便物の通信日付印より表示された日（その表示がない場合又はその表示が明瞭でない場合には、その郵便物について通常要する郵送日数を基準としたときにその日に相当するものと認められる日）に提出されたものとみなす。

（2）10作業日の緩やかな解釈

手続5（3）に基づく苦情申立ての却下については、10日間では判断困難なこともあり得るので、申立ての日から10作業日以内に却下することを原則とするが、個別事情に応じ、あくまで例外的措置として申立ての日から10作業日を超えた場合も却下することができる。

（3）誤った教示をした場合の救済

調達機関又は委員会が誤って所定の期間よりも長い期間を苦情申立期間として教示した場合であって、その教示された期間内に苦情申立てがされたときは、当該苦情は、所定の苦情申立期間に申し立てられたものとみなす。

（4）苦情申立てを受理した場合の公表方法

手続5（6）の規定に基づく公示に当たっては、委員会が静岡市役所掲示板、葵区役所掲示板、駿河区役所掲示板並びに清水区役所掲示板、契約課の窓口及びホームページにおいて、次に掲げる事項について明示する。

ア 苦情の受付番号

イ 苦情申立人

ウ 苦情に係る調達機関名及び調達物品名・サービス名

エ 苦情の概要

オ 苦情処理手続への参加を希望する者が委員会へ通知しなければならない期日

（5）代理人についての承認の申請の方式等

ア 弁護士である代理人の権限を証明する手続5(8)クの書面には、代理人の所属する弁護士会の名称及び代理人の事務所を記載しなければならない。

イ 弁護士以外の者を代理人とすることについて手続5(8)カの承認を求める場合には、その者の氏名、職業、当事者との関係その他代理人として適当であるか否かを知るに足りる事項を記載した書面をもって行わなければならない。

ウ イの書面には、代理人の権限を証明する手続5(8)クの書面を添付しなければならない。

(6) 補佐人についての承認の申請の方式

手続5(8)コの承認を求める場合には、その者の氏名、職業、当事者との関係その他補佐人として適当であるか否かを知るに足りる事項を記載した書面をもって行わなければならない。

(7) 利害関係を有する者の定義

手続5(8)タの「当該調達に関して実質的な利害関係を持つ者」とは、当該調達過程に技術者、アドバイザー、建築士等として関与した者又は苦情申立人と縁故関係を含む人事上のつながりのある者をいう。

(8) 苦情の申立ての取下げ

ア 手続5(9)の規定に基づく取下げは、特定調達契約苦情申立取下げ書(様式第4号)により行わなければならない。

イ 委員会は、手続5(9)の規定に基づく取下げがあった場合には、当事者に対し、遅滞なく、書面をもって、その旨を通知しなければならない。

(9) 関係調達機関の報告書の当事者以外への非公開

委員会は、苦情申立人及び参加者に対し、手続5(10)アの規定に基づく報告書の内容について当事者以外に公表しないように要請する。

(10) 商業上の秘密情報の定義

手続5(10)ウの「商業上の秘密情報」とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって公然と知られていないものをいう。

7 検討の結果及び提案について

手続6(1)及び6(2)の規定による報告書及び提案書の公表方法については、委員会が別に定める。

8 苦情の受付及び処理の状況の公表について

手続8の規定に基づく公表は、次により行う。

(1) 公表時期

市長は、苦情の申立てがあった場合、苦情の受付及び処理の状況について、直ちにその概要を公表する。

(2) 公表事項

委員会への申立てが行われた苦情については、次の各号に該当する項目を公表する。

ア 苦情番号

イ 苦情申立日

ウ 苦情申立人

エ 苦情に係る調達機関名及び調達物品名・サービス名

オ 苦情の概要

カ 苦情処理状況の概要

キ その他必要な事項

附 則

この手続細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この手続細則は、平成26年4月16日から施行する。

附 属

この手続細則は、平成31年2月1日から施行する。

附 属

この手続細則は、令和3年9月1日から施行する。

様式第1号（第2項関係）

特定調達契約苦情申立書

年 月 日

（宛先）静岡市入札監視委員会

所在地又は住所

商号又は名称

申立者 代表者職氏名

電話番号及びFAX番号

担当者氏名

静岡市政府調達に関する苦情の処理手続2（1）の規定により、下記のとおり苦情申立てをします。

記

申立てに係る調達	年 月 日付け公告された 課の行う (行った) 調達
苦 情 の 内 容	(速やかな対応のため、できるだけ具体的に記入し、内容が分かる資料等を添付してください。)
これまでに、調達機 関に対して上記内容 を相談されました か。	1 はい (いつ、どこですか?) 2 いいえ

様式第2号（第4項関係）

特定調達契約苦情処理手続への参加希望通知書

年 月 日

（宛先）静岡市入札監視委員会

所在地又は住所

商号又は名称

申立者 代表者職氏名

電話番号及びFAX番号

担当者氏名

平成 年 月 日付け公告がありました苦情につきましては、苦情処理手続に参加を希望しますので、静岡市政府調達に関する苦情の処理手続4（1）の規定により通知します。

参加希望の苦情	静岡市入札監視委員会公告第 号		
調 達 機 関		苦情受付番号	第 号
参 加 の 趣 旨 及 び 理 由			
利 害 の 内 容			

様式第3号（第4項関係）

特定調達契約苦情処理手続への参加希望取下げ書

年 月 日

（宛先） 静岡市入札監視委員会

所在地又は住所

商号又は名称

申立者 代表者職氏名

電話番号及びFAX番号

担当者氏名

静岡市政府調達に関する苦情の処理手続4（4）の規定により、下記のとおり特定調達契約苦情処理手続への参加希望を取り下げます。

記

苦情に係る調達名			
調 達 機 関		苦情受付番号	第 号
取り下げる理由			

様式第4号（第6項関係）

特定調達契約苦情申立て取下げ書

年 月 日

（宛先）静岡市入札監視委員会

所在地又は住所

商号又は名称

申立者 代表者職氏名

電話番号及びFAX番号

担当者氏名

静岡市政府調達に関する苦情の処理手続5（8）の規定により、下記のとおり特定調達契約苦情申立てを取り下げます。

記

苦情に係る調達名			
調 達 機 関		苦情受付番号	第 号
取り下げる理由			